

## 答申の概要

### 1 審査会の結論

令和6年5月14日に市長より諮問を受けた事案番号1から104までの投稿について、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号。以下「条例」という。）第1条に規定する人権尊重のまちづくりを推進するため、条例第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずることは、条例の要件を充たしており、妥当である。

必要な具体的措置としては、サイトの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

また、これらの投稿について前記措置を講じたときは、同条第2項の規定に基づき、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の趣旨の記載をした表現について公表を行うことが適当である。

- ・「絶滅確定で劣等民族wwwwww」（事案番号1）
- ・「●●人（特定の民族名）こそ駆除すべき害虫だ」（事案番号2）
- ・「なんで国に帰らないの？」（事案番号3）
- ・「帰国しろよ」及び「強制的に、船にのせて良い」（事案番号4及び65）
- ・「ゴミはゴミ箱に在日は●●（特定の地域名）に」（事案番号5及び66）
- ・「有無を言わせず祖国に強制送還」（事案番号6及び67）
- ・「「祖国へ帰れ」日本人だけじゃなく世界の共通願望だよ」（事案番号7）
- ・「祖国に帰してあげましょう」（事案番号8）
- ・「◆◆（特定の国名）で幸せに暮らしてね？」（事案番号9）
- ・「出ていけって言われるのは当たり前」及び「日本にいらねーよこんな奴ら」（事案番号10）
- ・「生まれて来なければいいのに」（事案番号11）
- ・「外からやってきて この国が嫌いだというなら 帰ればいいんだよ」及び「嫌なら帰ればいい」（事案番号12）
- ・「日本人なら誰もが祖国に帰って思うだろう」（事案番号13）
- ・「「お願いですから帰ってください」ならいいのかな？」（事案番号14）
- ・「お引き取りください で十分かと」（事案番号15）
- ・「「祖国へ帰れ」「差別の当たり屋」等は事実」（事案番号16）
- ・「お願いですから帰ってください、このとおりです」（事案番号17）

- ・「日本で被害を受けている外国人は日本から逃げればよい」(事案番号18)
- ・「「帰れ」じゃなくて、地上の樂園に「行け」でいいんじゃないね こんな地上の地獄みたいな日本にいるより、地上の樂園に行ったほうが幸せだよ」(事案番号19)
- ・「帰れよ」(事案番号20)
- ・「□□人(特定の人種)の外人なんて発見次第収容所送りか銃撃すべきだと思うが」(事案番号21)
- ・「嫌ならさっさと死ねよバカ×××(特定の民族の蔑称)」(事案番号22)
- ・「差別が嫌なら帰ればいいのに なんで寄生してんの？」(事案番号23)
- ・「良いから帰れよ」(事案番号24)
- ・「在日●●人(特定の民族名)の問題は、いつも「帰れ」に関するものである」(事案番号25及び70)
- ・「帰れや」(事案番号26)
- ・「治安を維持するための法律を発令して×××(特定の民族の蔑称)駆除」(事案番号27及び28)
- ・「嫌なら半島へお帰り」(事案番号29)
- ・「帰れ」(事案番号30及び31)
- ・「腐れ◆◆人(特定の民族名)は日本から出ていけよ」(事案番号32)
- ・「早く徹底的な▲▲▲▲(特定の民族の蔑称)狩りが必要」(事案番号33)
- ・「3世でしがみついているのは寄生虫そのものだろ 帰るべきだし、言われても仕方ないだろ」(事案番号34)
- ・「「お引き取りください」とか「お引き取り願います」とかは言うけど」(事案番号35)
- ・「今後二度と差別を受けることがないように日本から出ていき」及び「日本から出ていくべき」(事案番号36)
- ・「帰ればええやんマジで・・・」(事案番号37)
- ・「在日がいなくなれば、差別はなくなるよ」(事案番号38)
- ・「被害者気取りの★★×××(特定の民族の蔑称)猿は最低の嘘吐き★★×××(特定の民族の蔑称)猿」(事案番号39)
- ・「なぜしつこく日本にしがみつくだよ! 帰れよ!」及び「すぐ祖国に帰ればいいんじゃないの?」(事案番号40)
- ・「ゴミ■◇◇◇■△△△(特定の民族を誹謗中傷する表現)」及び「ゴミ■◇◇◇◇(誹謗中傷する表現)は●●●●(特定の地域名)で帰るか、今すぐ氏ね」(事案番号41)
- ・「なんで安全で差別のない◆◆(特定の国名)に帰らないの?W」(事案番号42)

- ・「嫌なら日本から出て行け！！（事案番号４３）
- ・「問答無用で送り返さない」と（事案番号４４）
- ・「死刑」（事案番号４５）
- ・「国籍国へ帰れなら良いのか？ もしくは犯罪者の息子は帰れとかw」（事案番号４６）
- ・「さっさと国へ帰れ」（事案番号４７、４８及び５０）
- ・「半島へおかえりになってはいかがですか？」（事案番号４９）
- ・「ゴミ■◇◇◇◇■△△△（特定の民族を誹謗中傷する表現）はとつとと●●●（特定の地域名）に帰れ」及び「馬鹿なの？ 馬鹿×××（特定の民族の蔑称）なの？」（事案番号５１）
- ・「文句があるなら国籍国に帰れ」（事案番号５２）
- ・「嫌なら日本から出て行けばいいじゃないか」（事案番号５３）
- ・「嫌なら祖国に帰ればいい」（事案番号５４）
- ・「国外追放させられる法も作るべき」（事案番号５５）
- ・「さっさと帰り晒せボケ」（事案番号５６）
- ・「不法入国者とその一味を即刻強制退去だよな！」（事案番号５７）
- ・「国籍国へお帰り頂けばいいだけの話ですねwww」（事案番号５８）
- ・「世界最悪レベルの人種差別主義者腐れ●●人（特定の民族名）」（事案番号５９）
- ・「そんなに嫌なら誇らしい祖国に帰れよ」（事案番号６０）
- ・「犯罪者は強制送還が妥当だ、帰れと言われないようにするのが筋だと思うぞ」（事案番号６１）
- ・「祖国に帰れw」（事案番号６２）
- ・「祖国に帰れ」（事案番号６３）
- ・「すみやかに母国に帰してあげるべき」（事案番号６４）
- ・「汚らしい奇形生物○○○○○（特定の民族を誹謗中傷する表現）」（事案番号６８）
- ・「日本国から在日どもを絶滅させてほしいわ」（事案番号６９）
- ・「日本国籍のない不法滞在者に「祖国にお帰りください」ということの何がおかしいのか説明してほしいわ」及び「義務も果たさず権利だけを声高に叫び日本を食い物にしてる外国人が「祖国に帰れ」と言われるのは当然のこと」（事案番号７１）
- ・「「半島へ行け」！ 此れならイイか」（事案番号７２）
- ・「死ね」（事案番号７３）
- ・「帰れや」（事案番号７４）
- ・「嫌なら帰国すればいい」（事案番号７５、７７及び８３）

- ・「帰国すればいいだけだよな」（事案番号 76）
- ・「嫌なら帰れ！」（事案番号 78）
- ・「嫌なら帰れ」（事案番号 79 及び 84）
- ・「過去に帰国事業あったら。何故帰らなかった」（事案番号 80）
- ・「嫌なら日本から出て行けばいい」（事案番号 81）
- ・「嫌なら帰国すればいいんだよ」（事案番号 82）
- ・「嫌なら出て行け」（事案番号 85、87、88、89 及び 90）
- ・「在日■◆猿（特定の民族を誹謗中傷する表現）」（事案番号 86）
- ・「帰国すればいいんだよ」（事案番号 91）
- ・「帰国だ」（事案番号 92）
- ・「日本以外の国に行けば良い」（事案番号 93）
- ・「しゃべる言葉は 嘘 詐欺 乞食のどれか」及び「屑」（事案番号 94）
- ・「ヘイトニダと喚く◇◇◇◇（誹謗中傷する表現）」（事案番号 95）
- ・「帰って祖国に言え」（事案番号 96 及び 102）
- ・「帰れよ△△△野郎（特定の民族を誹謗中傷する表現）」（事案番号 97）
- ・「バカ×××（特定の民族の蔑称）は日本から出て行け！！」（事案番号 98）
- ・「日本国籍を持たない●●・◆◆人（特定の民族名）の居住区を●●●●（特定の地域名）に限定する●●人（特定の民族名）隔離条例か！」（事案番号 99）
- ・「差別がいやなら帰国か帰化しろよ」（事案番号 100）
- ・「気に入らないなら、お国に帰ればいいのに」（事案番号 101）
- ・「日本から出て行け！この◎◎◎◎（誹謗中傷する表現）犯罪者民族が！」及び「バカ野郎！死ね！」（事案番号 103）
- ・「しね・くたばれ・きえろ・失せろ」、「下等種族・劣等種族」、「下等生物」など（事案番号 104）

## 2 審査会の判断

### (1) 条例の目的とインターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表

条例第 1 条は、「この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする」と規定している。したがって、インターネット等を利用する方法による本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表現の内容の拡散防止措置及びそれに関する公表を定める条例第 17 条第 1

項及び第2項も、第1条にいう川崎市における人権尊重のまちづくり（条例の前文では、これを「全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくり」と規定している）を推進する観点から解釈し、適用されるべきである。

（2）条例第17条第1項の該当性の判断に当たっての考慮要素について

インターネット表現活動が条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するかどうかの判断に当たっては、条例の目的である川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえて、法務省人権擁護局が作成した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に係る参考情報」に記載されている「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」、「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と本邦外出身者を著しく侮蔑する」及び「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」の3類型に該当するかについて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断することが適当である。

また、条例第17条第1項第2号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当するかどうかの判断に当たっても、条例の趣旨を踏まえて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮することが適当である。

（3）諮問された事案の条例第17条第1項の該当性について

事案番号1から104までの投稿は、インターネット上の電子掲示板又はブログサイトへ投稿されたものであり、条例第17条第1項の「インターネット表現活動」に該当する。また、市の区域内で行われたことが明らかでないので、同項第2号の「市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）」に該当する。

また、当該投稿は、いずれの投稿も特定の市民等を対象としたものであり、条例第17条第1項第2号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当する。

ア 事案番号1、39、59、68、86、94及び95（侮蔑類型に該当）

当該投稿は、本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と本邦外出身者を著しく侮蔑するものであるから、条例第1

条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえれば、条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

イ 事案番号2（危害告知類型かつ侮蔑類型に該当）

当該投稿は、本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、財産等に危害を加える旨を告知するものであり、また、本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と本邦外出身者を著しく侮蔑するものであるから、条例第1条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえれば、条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

ウ 事案番号3から20まで、22から26まで、29から32まで、34から38まで、40、42から44まで、46から50まで、52から58まで、60から67まで、70から85まで、87から93まで及び96から102まで（排除類型に該当）

当該投稿は、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動するものであるから、条例第1条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点踏まえれば、条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

エ 事案番号21（危害告知類型かつ排除類型に該当）

当該投稿は、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動するものであり、また、本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、財産等に危害を加える旨を告知するものであるから、条例第1条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点踏まえれば、条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

オ 事案番号27、28、33、45及び69（危害告知類型に該当）

当該投稿は、本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、財産等に危害を加える旨を告知するものであるから、条例第1条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点踏まえれば、条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

カ 事案番号41、51、103及び104（排除類型かつ侮蔑類型に該当）

当該投稿は、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動するものであり、ま

た、本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と本邦外出身者を著しく侮蔑するものであるから、条例第1条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえれば、条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

(4) 表現の内容の拡散を防止するために必要な措置について

事案番号1から104までの投稿は、令和6年5月14日時点で、インターネット上で誰でも閲覧できる状態になっているので、その表現の内容の拡散を防止するために、サイトの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

なお、事案番号1から104までの投稿の削除は、各サイトの利用ルールの内容にも沿うものとする。

(5) インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表について

インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表は、各投稿の趣旨を明記するなど、どのようなインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかを市民に分かりやすいように行うとともに、公表したもの以外のインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないわけではないことを注記することが適当である。

また、公表を行うに当たっては、インターネットの検索サイトで当該投稿が特定されないように、十分配慮して行うことが適当である。